

【公募型プロポーザル実施公告】

令和4年度 開成町民センター改修工事基本設計業務委託について、事業者の選定にあたり公募型プロポーザル方式により参加希望者を公募するので、次のとおり公告する。

令和4年3月28日

開成町長 府川 裕



1 事業概要

(1) 委託業務名

令和4年度 開成町民センター改修工事基本設計業務委託

(2) 業務内容

- ①基本設計業務
- ②各種説明会、会議への参加及び協力
- ③行政機関等との協議及び必要な手続き
- ④その他参考資料の作成

(3) 履行期間

契約締結の日の翌日から令和4年10月28日まで

2 公募型プロポーザル方式による委託業務の概要

- (1) 実施目的 日本初のZEB認証庁舎建設を契機に「ゼロ・カーボンシティ宣言」を表明した本町では、既存公共施設についても大規模改修時にZEB化を目標とした改修に取り組みたいと考えている。

今回の町民センター大規模改修工事基本設計業務委託について、町の将来を見据えながら地域の特性や周辺との調和、災害時の活動支援型となる公共施設であることを十分に理解し、設計者の柔軟かつ高度な発想力・設計能力、豊富な経験等を求め、取組体制や業務実施方針及び実現性等を評価することにより、事業の目的及び内容

に最も適した設計者を選定するプロポーザルを実施する。

- (2) 費用負担 プロポーザルに係る資料等の作成にかかる一切の費用は提出者の負担とし、参加報酬（報償費）等は支払わない。
- (3) 選定審査 企画提案審査は、令和4年度開成町民センター改修工事基本設計業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において行う。
- (4) 一次審査 参加表明書類による参加資格確認審査とし、3者以内を選定する。
- (5) 二次審査 技術提案書、プレゼンテーション及びヒアリングにより審査し、第二次審査での得点に第一次審査の得点を加算し、最優秀提案者1者及び優秀提案者1者を選考する。
- (6) 工事内容 「開成町民センター改修工事基本設計業務委託」のとおり。
- (7) 工事契約
 - ①契約の締結 開成町は、最優秀者と特定した者と契約の交渉を行う。ただし、最優秀者と特定した者との契約が成立しない場合は次順位者と契約交渉を行う。
 - ②契約書 契約書の作成を要する。
 - ③契約保証金 契約保証金は開成町契約規則により金銭的保証とする。保証の額は、契約金額の100分の10以上とする。
ただし、契約者が保険会社との間に当町を被保険者とする履行保証保険契約を契約若しくは、契約者から委託を受けた保険契約と工事履行保証契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除するものとする。
 - ④契約限度額 18,810,000円（消費税及び地方消費税を含む。）以内を予定する。
- (8) 実施方法、スケジュール、提出様式等
「開成町民センター改修工事基本設計業務委託プロポーザル実施要領」及び「開成町民センター改修工事基本設計業務委託プロポーザル様式集」のとおり。

3 参加資格

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げるすべての要件を満たさなければならない。なお、必要に応じ本町から確認資料の提出を求めることがある。

- (1) プロポーザルに参加するもの（以下「参加者」という。）は単体企業であること。
- (2) 参加者に必要な資格の要件は、特別の定めがある場合を除き、参加表明書の提出

時点において満たしておくこと。

- (3) 過去3年間に於いて、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当する行為をしたものでないこと。
- (4) 令和3・4年度の開成町の入札資格を有し、かつ営業種目「建築設計」の登録を認められていること。
- (5) 神奈川県内に本社、又は本店若しくは開成町の入札参加資格業者登録において、受任先となっている支店等（以下「当該事務所」という）がある者。
- (6) かながわ電子入札共同システムにおいて利用者登録（電子入札システムでICカードが利用できる）がある者。
- (7) 平成25年4月1日以降に日本国内で竣工又は実施設計を完了した建築改修工事で延床面積3,000㎡以上の同種施設又は類似施設の設計業務^{※1}実績を有すること。
- (8) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定により、一級建築士事務所の登録を行っている者であること。
- (9) 建築士法（昭和25年法律第203号）第10条第1項の規定に該当しない者であること。
- (10) 開成町から指名停止若しくは指名保留を受けていない者であること。
- (11) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされていない者（再生手続開始の決定を受けた者を除く）であること。
- (12) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがされていない者（更生手続開始の決定を受けた者を除く）であること。

※1 同種施設の設計業務とは、平成21年度国土交通省告示第15号別添二の建築物の類型のうち、(十二)文化・交流・公益施設の第1類に分類される施設の改修設計（基本又は実施設計等）業務とし、類似施設の設計業務とは、平成21年度国土交通省告示第15号別添二の建築物の類型のうち、(十二)文化・交流・公益施設の第2類に分類される施設の改修設計（基本又は実施設計等）業務とします。

4 事務局

開成町教育委員会事務局 生涯学習課

〒258-8502

神奈川県足柄上郡開成町延沢773番地

電話 (0465) 84-0325

電子メールアドレス gakusyuka@town.kaisei.kanagawa.jp

開成町ホームページ <http://www.town.kaisei.kanagawa.jp>